

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年9月1日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあった年月日

平成26年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人クオリティライフ

亀山 輝美

高松市上天神町689番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人や高齢者とその関係者・関係機関に対して、障害児者・高齢者の自立支援に関する事業を行い、障害を持つ人や高齢者が溶け込むことができる地域社会の構築や社会福祉の向上に寄与することを目的とする。